

[事案 23-195] 解約取消・三大疾病保険金支払請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

加入していた生存給付金付増年増年金収入保障保険について、三大疾病を保障対象とする特約が付保されていた旨主張し、三大疾病保険金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年、急性心筋梗塞で入院・手術を受けた。昭和 44 年 1 月に加入(昭和 56 年 1 月に転換)した申立契約には三大疾病を保障対象とする特約(特定疾病保障保険特約)を付保していたはずなので平成 19 年 1 月に同特約に係る保険金を請求しようとしたが、保険会社から請求書の交付がされなかった。これは、別の契約について据置保険金を請求した際、認識がないまま申立契約について解約させられたことによるものであり、本申立契約の解約を取消し、三大疾病保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により申立人の請求に応ずることはできない。

(1) 申立契約に特定疾病保障保険特約は付保されていない。そもそも同特約の販売開始は平成 8 年 5 月であり、また、申立契約は同特約の中途付加対象外である。

(2) なお、申立契約の解約手続は、申立人が提出した解約請求書にもとづき適切に行われている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、申立の内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 保険会社から提出された申立契約の申込書によれば、申立契約に特約として付加できるものに特定疾病保障保険特約が含まれていないことは明らかである。当該申込書には申立人の筆跡と思われる字で署名がなされており、申立人の主張は認められない。

(2) なお、申立契約の解約請求書には「解約請求書」の表題の下に申立契約の証券番号の記載があり、また、解約返戻金の返金口座欄についても、申立人名義の口座が申立人と思われる筆跡で記載されていることから、申立人は、申立契約を解約し、解約返戻金を自らの口座に振り込ませる意思をもって、解約請求書を記入したことが明らかである。

また、その後苦情申出のあった平成 19 年 1 月までの 2 年半にわたり、申立契約の保険料が支払われていないにもかかわらず、申立人がその解約に気付かなかったとは考え難く、申立人の主張は認められない。